

別表第2（当初申請：電子申請）

資格審査申請に係る提出書類		提出先の区分	
		広島県	町
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）		○
2	送信完了 兼 受付票	○	○
3	法第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面の写し	○	
4	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）（写し不可） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要はない。	△	
5	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（納税地を管轄する税務署で取得すること）	○	
6	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したものの）		△
7	使用印鑑届		○

注1 ○印は、提出が必須なものを示し、△印は、該当する場合に提出が必要なものを示す。

注2 電子申請において、申請先自治体で共通する添付書類については、広島県へ一括送付すること。

注3 町への提出書類は、第3（1）ウに記載する専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注4 第2項に定める書類については、広島県内自治体における納税義務の状況を記載したうえで、提出すること。

注5 第4項、第5項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。なお、第5項に定める書類については、電子申請において電子納税証明書に代えて提出することができる。